

[事案 29-132] 契約日変更請求

・平成 30 年 3 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から保険料が 2、3 割値上がりする予定であるとの誤った説明を受け、契約日を早めたこと等を理由に、契約日の変更と保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 3 月に契約した組立型保険について、以下の理由により、契約日を平成 29 年 5 月に変更し、2 か月分の保険料を返還してほしい。

- (1)平成 29 年 4 月末を満期とする他社の保険に加入していたため、当初は平成 29 年 5 月を始期とする保険契約を希望していた。
- (2)募集人から、平成 29 年 4 月から保険料が 2、3 割値上がりすると説明されたので、契約日を早めることにしたが、実際は数パーセント程度の値上げに過ぎず、そうだと分かっていたら契約日を早めることはなかった。
- (3)初回の保険料の引落日が、募集人の説明より 1 か月早かった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、契約始期と初回口座振替日の関係について繰り返し説明しており、申立人はそのことを理解したうえで本契約の申込みを行った。
- (2)募集人は、保険料の値上がりについて一般的に述べるにとどまっており、保険料が 2、3 割上昇するといった説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約日の変更および 2 か月分の保険料の返還を認めることはできないが、募集人は申立人のニーズを十分に理解していたにも拘らず契約日に関する適切な選択肢を示していなかったことなどから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。